

漁業経営改善計画の認定取消し基準

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和 51 年政令第 132 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が行う改善計画(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和 51 年法律第 43 号)第 4 条第 1 項に規定する改善計画をいう。以下同じ。)の取消しに係る処分基準については、漁業経営改善制度の運用について(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 水漁第 739 号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、次のとおりとする。

改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置のうち、漁業に関する法令の違反等の取扱いについて

改善計画の認定後の、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等(以下「経営改善漁業者」という。)が営む漁業における、当該計画期間中の漁業に関する法令(漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)、鰐虎鰐鰯獣猟獲取締法(明治 45 年法律第 21 号)、持続的養殖生産確保法(平成 11 年法律第 51 号。以下「持続法」という。)、内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和 2 年法律第 79 号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。)の違反及び自主的な資源管理又は漁場改善の取組の不履行(以下「漁業に関する法令の違反等」という。)それぞれについて、次の各号により点数を付し、当該計画期間中の漁業に関する法令の違反等に係る点数の合計が 3 点以上となった場合は、改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 経営改善漁業者が漁業に関する法令の違反により、拘禁刑以上の刑又は 100 万円超の罰金刑に処せられた(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により拘禁刑以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。)ことが判明した場合は、3 点を付す。
- (2) (1) に該当する場合を除き、経営改善漁業者が漁業に関する法令の違反により、刑に処せられたこと又は行政庁から処分(漁業法第 28 条に基づく処分を除く。)を受けたことが判明した場合は、その処分及び違反の内容に応じて 2 点又は 1 点を付す。
- (3) 経営改善漁業者が参加している資源管理協定(漁業法第 124 条第 1 項に規定する協定をいう。)又は実施している認定漁場改善計画(持続法第 5 条第 2 項に規定する認定漁場改善計画をいう。)の不履行が判明した場合は、その年度ごとに 1 点を付す。

附 則

この基準は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。